

〈海外動向紹介〉

金融・保険市場における動向（欧州）

【欧州・規制動向】

○ソルベンシーⅡの実施時期は流動的

2011年1月19日に発表されたオムニバスⅡ指令（Omnibus II directive）の草案に対して、3月28日、欧州理事会はこれを修正する議長譲歩案（Presidency compromise text）を発表した。オムニバスⅡ指令は、2009年に採択されたソルベンシーⅡ枠組指令を修正する指令であるが、その当初案では、欧州保険職域年金監督機構（EIOPA）がソルベンシーⅡの導入技術的基準（implementing technical standards）の案を2011年12月31日までに欧州委員会（European Commission）に提出することとなっていたが、今回の譲歩案ではこの提出期限を2012年12月31日に修正するものとなっている。また、ソルベンシーⅡの実施時期を2013年1月1日から2014年1月1日に、1年間延期する案も含まれている。

再保険ブローカーのエーオン・ベンフィールド（AonBenfield）によれば、ヨーロッパの保険者の約60%はこの延期に賛成しているとしているものの、最もソルベンシーⅡへの対応準備が進んでいると言われているイギリスの監督者（FSA）、保険協会（ABI）、ロイズなどは、1年延期することによって余分なコストが発生するなどの理由で、一斉に延期に反対する意見を表明している。こうした中、イギリスだけが先行してソルベンシーⅡを実施してはどうかという案まで飛び出す事態となっている。

現在、欧州理事会、欧州議会および欧州委員会の間でソルベンシーⅡの実施時期に関する協議が行われているが、欧州委員会は当初案どおり2013年1月1日の実施に固執しており、ソルベンシーⅡの今後のスケジュールは、不透明な状況になってきている。

（Insurance Newslink 2011.5.4、Citywire 2011.6.23、2011.6.26ほか）

【欧州・規制動向】

○欧州保険職域年金監督機構（EIOPA）が2回目のストレステストの結果を公表

欧州保険職域年金監督機構（EIOPA）が欧州の保険会社を対象に行った2回目のストレステストの結果、全体的には健全性が保たれることが確認できたと公表した。このストレステストは将来導入されるソルベンシーⅡの最低資本要件（MCR）を満たすだけの資力を、一定のストレス下でも保険会社が維持できるかを見るため実施され、EIOPAの目標を超える約60%の保険グループ・会社（以下「保険会社」）から回答を得た。

テストでは、①標準シナリオ、②厳格なシナリオ（tougher adverse scenario）、③急激なインフレ発生シナリオ、の3つのストレスシナリオが用意され、市場リスク、信用リスクおよび保険関連リスクの影響が調査された。その結果、欧州の保険会社は概して将来の潜在的なショックに耐えうるだけの資力を有していることが判明した。

一方で厳格なシナリオでは約 10%の保険会社が MCR に適合せず、これら不適合保険会社全体の MCR 不足額は 44 億ユーロに上ることが明らかになった。また今回のテストでは、市場リスクを左右するのは主に株価および金利であり、保険リスクを左右するのは自然災害の発生による保険金請求の増加であること等も確認された。

(EIOPA プレスリリース 2011.7.4 ほか)

【欧州・市場動向】

○ギリシャ危機の波及：ポルトガル、アイルランドの格下げ

欧州では、債務危機に陥ったギリシャに対する具体的支援策が決まらないまま、ポルトガル、アイルランド、イタリア等への波及が懸念されている。

7月5日、米格付会社ムーディーズ・インベスターズ・サービス社は、ポルトガルの長期政府債務格付を Baa1 (BBB プラス相当) から Ba2 (BB フラット相当) に4段階引き下げた。格下げの要因としては、ポルトガルが2013年下半期以降に、資本市場で債務履行継続可能な金利での借り入れが不可能になる可能性が高まっていること、ポルトガルが財政赤字削減目標を達成できない懸念があること等が挙げられている。

7月12日、ムーディーズ社は、ポルトガルの格下げと概ね同様の要因から、アイルランドの長期政府債務格付を Baa3 (BBB マイナス相当) から Ba1 (BB プラス相当) に1段階引き下げた。ポルトガルとアイルランドは、格下げにより、信用リスクが高い投機的水準と評価されることになった。信用リスクの上昇を受けて、ポルトガルやアイルランド等の国債の利回りは上昇(取引価格は下落)傾向にある。

7月13日付けのイタリア紙によると、ムーディーズ社のアナリストは、イタリアは既に基礎的財政収支が黒字で、これがギリシャ、ポルトガル、アイルランドとの大きな違いである。イタリアの国債償還は持続可能であり、ギリシャ危機がイタリアに波及する本質的な理由は見当たらないと述べたとされている。

(ムーディーズ社ウェブサイトほか)

【欧州・市場動向】

○ギリシャ危機による保険会社への影響は限定的

格付会社フィッチのレポートによれば、欧州保険会社にとってギリシャ国債がデフォルトになったとしても損失は極めて少なく、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル各国のソブリン債はリスク・エクスポージャーの管理が可能とのことである。また、格付に関してもほとんどの保険会社に重大な影響はないであろうと見ている。ただし同レポートは、伝染リスクは残されていると警告している。伝染リスクが増幅し、欧州市場に市場価値の急落などの深刻な影響を広範かつ長期間もたらすような事態になれば、その時はより多くの欧州保険会社に格下げのリスクが生じうると述べている。

(Public Service Europe 2011.6.28、Reuters 2011.6.30)

【欧州・自然災害】

○欧州における地盤沈下の拡大にスイス・リーが警告

スイス・リーが先頃発行した「気候変動の隠れたリスク：ヨーロッパにおける干ばつおよび地盤沈下による財物損害の増加（The hidden risks of climate change: An increase in property damage from drought and soil subsidence in Europe）」によると、同社とチューリッヒ工科大学（Swiss Federal Institute of Technology）が共同で開発した新しい損害モデルは、ヨーロッパ各地において地盤沈下がますます悪化および拡大しており、ある地域では将来の損害額が現在と比較して50%以上増加することを示しているとのことである。

近年のヨーロッパに見られるように、長期化している乾期の影響で地盤が沈下し、地表のひび割れを引き起こすことで、住宅、橋、工場およびその他の建物の基礎部分に亀裂等を生じさせ、最悪の場合は建物全体が崩壊することもあるという。また、気候変動は、平均気温の上昇やより不安定な降水が土壌環境に変化をもたらしており、こうしたリスクをますます拡大させているとしている。

（Insurance Newslink 2011.7.6 ほか）

【イギリス・市場動向】

○自動車保険の料率引き上げ続くが、上昇率は鈍化

イギリスでは、自動車保険の料率が近年大幅に上昇しており、2010年は、前年比38%の上昇を記録した。この背景としては、自動車保険では身体傷害による高額な保険金請求が増加しており、2010年は、保険料収入1ポンド[＊]に対し支出は1.24ポンド[＊]（2009年は1.21ポンド[＊]）になる等、大幅な赤字に陥っていることが挙げられる。

ただし、2011年第2四半期（4～6月）の自動車保険の料率は、前期比2.7%の上昇にとどまり、第1四半期（1～3月）の3.8%上昇に比べ、上昇率は鈍化した。コンサルティング会社タワーズ・ワトソン社によれば、この鈍化の一因は、2010年における保険料率の大幅な引き上げが、2011年の保険会社業績に影響し始めており、また、市場での競争が激しいため、保険料率の引き上げを緩和する保険会社も見られること等である。

タワーズ・ワトソン社では、自動車保険の収支改善には、適正な保険料率、効果的な保険金支払管理、保険詐欺の防止等が、引き続き重要な鍵だとみている。

イギリスの保険業界による収支改善の取組としては、保険料率引き上げのほか、保険詐欺防止に取り組む警察との合同特別チーム創設の動きもある。この運営のため、イギリス保険協会（ABI）のメンバー会社は、3年間で820万ポンド[＊]の資金を拠出し、犯罪組織による保険金目当ての故意の自動車事故等の抑制を図る予定である。

（タワーズ・ワトソン社ウェブサイトほか）

金融・保険市場における動向（米国）

【規制動向】

○米国の下院が洪水保険の改革法案を可決

米国の下院は、問題を抱えている政府の洪水保険制度（NFIP）の改革法案を7月12日に圧倒的多数で可決した。同法案は引き続き上院での審議が行われ、上院で可決されれば、最終的に大統領の署名を得たうえで法律として制定されることになる。同法案を支持する議員は、NFIPの根拠法が期限切れとなる2011年9月30日までに法案が成立することを願っているが、審議展望は不透明である。

洪水保険には、560万人の建物・動産等の所有者が加入しているが、2005年に発生したハリケーン「カトリーナ」による損害以降、洪水保険制度を運営する連邦緊急事態管理庁（FEMA）は180億ドルの負債を抱え、この負債を全額返済することは非常に難しい状況にある。

改革法案は、NFIPの根拠法を2016年まで5年間延長させるものである。その間に、現在、連邦政府から洪水保険料率マップが準備される前の建物等に支給されている保険料補助金を減額し、同時に理論上の保険料率よりも低い料率が適用されている同建物等に対する保険料率を適正な水準まで引き上げる等の内容が盛り込まれている。

（Reuters News 2011.7.13 ほか）

【市場動向】

○ノーフォルト自動車保険制度導入州における保険金詐欺が保険料の高騰を招いている

ノーフォルト自動車保険制度は、自動車事故による人身損害に対し、過失の有無にかかわらず、被害者自身が付保している自動車保険から医療費や休業損害などの損害の補償を受ける本人給付型の保険制度である。

そのノーフォルト自動車保険制度を導入している米国の州において、自動車保険金詐欺が急増している。詐欺の手口は、まず“Runner”と呼ばれる自動車事故の轢き役が、轢かれ役を募り、偽装自動車事故を起こす。その後、“Runner”と結託している医療機関に轢かれ役を連れて行く。轢かれ役は、実際には受けていない様々な治療を受けたこととしたうえで、保険会社に保険金請求を行い、保険金を得たうえで、その一部を“Runner”に分け前として渡す、というものである。

この保険金詐欺の増加を受けて、同保険制度を導入しているニュージャージー州では、自動車事故の際に保険会社が保険金として支払う医療費の額に上限を設けることが了承された。

ミシガン州では、現在、被害者自身が付保している自動車保険の人身傷害補償については無制限とすることが定められている。しかしながら保険金詐欺により自動

車保険料が高騰しているため、低所得者については、人身傷害補償額が5万ドルまたは10万ドルに制限された商品をどちらか選択して購入できるという法案が州議会に提出される見込である。

(Insurance.com 2011.6.14 ほか)

【市場動向】

○自動車保険にかかる費用への影響度が高い消費者行動の調査結果をNAICが公表

全米保険庁長官会議 (NAIC) は、この4月に18才以上の成人を対象に、自動車保険にかかる費用に対して、この1年間でどのような対応を行ったかを調査し、その結果を6月7日に公表した。

その調査によると、約39%の人が、運転を控えるか公共の交通手段を頻繁に利用したと回答した。また、自動車を所有する人の約19%の人が、より低価格の車に替えるか、または、2番目の車を処分したと回答した。さらに、約16%の人が、当座の財務事情に迫られて、自動車保険を解約するか補償の内容を引き下げたと回答した。自動車保険を解約または補償を引き下げた者の中には、この結果が将来の保険料にどのように影響するか、また、自動車事故が発生した場合にどのような結果になるかについて考慮せずに行った者もいるとのことである。

NAICでは、消費者は、どのような要素が自動車保険の保険料に影響するかを理解し、目先のコストカットにこだわらず、将来を展望して行動すべきとしている。

(NAIC ニュースリリース 2011.6.7)

【市場動向】

○ISOが一般賠償責任保険の新保険種目(代替エネルギー、ナノテクノロジー)を公表

ISO (Insurance Services Office) は、一般賠償責任保険の新しい保険種目として、代替エネルギーおよびナノテクノロジーに関する保険種目を設定し、この9月1日から導入すると5月31日に公表した。

代替エネルギーの保険種目は、バイオ燃料、太陽エネルギーおよび風力発電の3種類が設定される。バイオ燃料保険種目は製造業者と販売業者、太陽エネルギー保険種目は電力会社、設備販売業者および設備製造会社、そして、風力発電保険種目はタービンの設置、運営または修理等を行う請負業者と電力会社(海岸および沖合)に区分される。

また、活用が増加しているナノテクノロジーに関する保険種目は、ナノテクノロジーを利用した製品の販売業者と同製品の製造業者に区分される。

ISOの副社長は、代替エネルギーとナノテクノロジーに関する保険種目を設定することにより、これらに特化したデータの収集が可能となり、新しいリスクに関わるコストをより精緻に評価できるようになるとコメントしている。

(ISO ニュースリリース 2011.5.31)

金融・保険市場における動向（アジア）

【中国・規制動向】

○中国保険監督管理委員会、損害保険会社の保険金支払等情報提供の一層の改善を要請

中国保険監督管理委員会（CIRC）は、損害保険会社に対する保険契約者へのオンラインでの情報提供に関する一層の改善を命じる通知を発出した。

CIRC の発出した通知によると、特殊リスクを除くすべての損害保険種目について、損害保険会社は、保険契約者からのオンラインによる照会に対応することが求められ、保険契約の現状、保険チャネル（保険仲介者の名称、資格等）の情報、保険金支払処理の状況等について情報提供の要請に対応しなければならない。

保険金支払処理の情報は、支払完了後少なくとも 2 年間は入手可能とされ、共同保険に関する情報は幹事会社から提供されることとなる。また、損害保険会社は、2011 年 6 月 30 日までに情報提供のシステム構築を完了することが求められたが、7 月 1 日から 7 月 31 日までが全国ベースでの試行実施期間とされ、8 月 1 日から正式実施となる。

CIRC は、8 月中に損害保険会社の本通知の実施状況を調査し、9 月には不十分な対応の保険会社の公表、現地検査、その他必要な措置を実施する予定であるとしている。

（中国保険監督管理委員会ウェブサイト 2011.7.5、Dow Jones 2011.7.6）

【中国・市場動向】

○中国保険監督管理委員会と国家観光庁が旅行保険の啓発キャンペーンを実施

中国保険監督管理委員会（CIRC）および国家観光庁は、中国保険行業協会および中国観光協会の発案により、2011 年 6 月に旅行保険の啓発週間を実施した。

本啓発週間は、旅行の安全に関する協力を通じた保険業および旅行業の一層の発展を目的として実施され、両協会の会員保険会社および会員旅行会社が参加して、一般へのマスメディアを通じた旅行保険の情報提供、保険会社および旅行代理店向けの保険サービス向上に関する啓発、旅行業者賠償責任保険等の普及等の取組が行われた。

（中国保険監督管理委員会および中国保険行業協会の各ウェブサイト 2011.6.27）

【中国・市場動向】

○中国人民財産保険会社が新疆ウイグル地区の自然災害で 2,300 万元の保険金支払

中国保険行業協会の地方組織の新疆保険行業協会によると、新疆ウイグル自治地区を襲った今年 4 月以降の自然災害による農作物の被害に対して、中国人民財産保険股份有限公司（PICC）は、現在までに約 2,300 万元（約 2 億 8,700 万円）の支払を行った。

本年 4 月以降、新疆ウイグル自治区の阿克蘇（アクス）、塔城（ターチェン）、和田（ホータン）等の 50 以上の地域において、凍結、雹害、洪水その他の自然災害によって冬小麦、綿花、果物その他の農作物の被害が発生した。PICC は、地方自治政府と協力し

て、農作物被害の回復に努めており、農業保険の保険金支払処理は進行中である。

(中国保険行業協会ウェブサイト 2011.7.8)

【香港・規制動向】

○香港政府が保険契約者保護基金の創設を検討

香港政府は、保険会社破綻時の契約者保護と市場安定を目的として、2013年から2014年の間に損害保険および生命保険の保険契約者保護基金（Policyholders' Protection Fund）を創設することを検討している。

現在、香港には労災保険および自動車第三者賠償に関する契約者保護基金はあるものの、その他の損害保険および生命保険に関する制度はない。

香港政府内の金融サービス・財務局は2011年3月25日に基金創設に関するコンサルテーション・ペーパーの発表を行い、基金規模は損害保険7,500万香港ドル（約7億5,000万円、労災保険・自動車第三者賠償は除く）、生命保険12億香港ドル（約120億円）とし、保険会社に対し保険料の0.07%の基金負担を求める考えを示した。

金融サービス・財務局は本コンサルテーション・ペーパーに関して民間からの意見募集を2011年6月24日まで行い、2011年中に基金の最終案を公表する予定としている。

(香港政府プレスリリース 2011.3.25、金融サービス・財務局ウェブサイトほか)

【香港・市場動向】

○2010年度の損保業績は増収増益を示したものの、2011年度第1四半期は減益となる

香港保険局が2011年3月に発表した資料によると、香港損害保険業界における2010年度の収入保険料は、財産保険（20.6%増）、輸送保険（15.4%増）や医療保険（10.4%増）等の増収により前年比9.8%増の313億6,100万香港ドル（約3,136億1,000万円）となった。

引受利益も、住宅ローン保証保険の回復や信用保険の支払減少等により貸倒損失補償分野商品の引受利益が前年1億7,500万香港ドル（約17億5,000万円）から5億4,300万香港ドル（約54億3,000万円）へと大幅に増加したことが影響し、全体の引受利益は前年比18.4%増の26億1,500万香港ドル（約261億5,000万円）となった。

一方、香港保険局が5月に発表した資料によると、損害保険業界における2011年1月から3月までの第1四半期の収入保険料は賠償責任保険（15.9%増）、医療保険（14.0%増）や財産保険（13.5%増）等の増収により前年同期比11.2%増の102億6,300万香港ドル（約1,026億3,000万円）となったものの、支払増加により自動車保険の引受利益が前年同期6,100万香港ドル（約6億1,000万円）から200万香港ドル（約2,000万円）へと大きく減少したことが影響し、全体の引受利益は前年同期比13.8%減の4億8,200万香港ドル（約48億2,000万円）となった。

(香港保険局プレスリリース 2011.3.15、2011.5.31ほか)